

## 町会規約

- 第 1 条 本会は荒木町々会と称し、事務所を会長宅に置く。
- 第 2 条 本会は荒木町に居住する世帯主及び荒木町に事務所を有する者にして、本会の趣旨に賛成加入した者を以て組織する。
- 第 3 条 本会は会員相互の親睦並びに福利増進を図る目的とする
- 第 4 条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行うものとする。  
1. 防火、防災、防犯に関する事項。  
2. 保健、衛生、厚生、交通、電気に関する事業。  
3. 青少年の文化教養、体育の向上に関する事業。  
4. 会員相互の親睦並びに慶弔に関する事業。  
5. その他本会に必要な事項。
- 第 5 条 本会に次の役員を置く。  
会長1名、副会長若干名、会計2名、会計監査2名、常任理事若干名、理事若干名、顧問、相談役、参与。
- 第 6 条 役員を選出は次の通りとする。  
1. 会長、副会長、会計、会計監査は総会に於てきめる。  
2. 常任理事は互選で定める。  
3. 理事及び相談役は各部会員の推薦により会長之を委嘱す。
- 第 7 条 役員に欠員を生じたときは役員会において補充する。  
後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。  
1. 会長は本会を代表し一切の会務を統理する。  
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。  
3. 会計は会計一般を処理する。  
4. 会計監査は会計を監査する。  
5. 常任理事は部の連絡をなし、会務に任ずる。  
6. 理事は会務運営に協力する。  
7. 参与は必要に応じ会務運営に任ずる。
- 第 9 条 本会の議決機関として総会を定期または臨時に会長これを招集し出席者の過半数で決する。
- 第 10 条 本会の実行機関として毎月1回役員会を開き、会務を審議実行する。必要あるときは臨時役員会を開くことができる。
- 第 11 条 本会に顧問、相談役名誉会長を置くことができる。  
名誉会長の任期は2ヶ年とし重任は妨げない。
- 第 12 条 役員の仕事は2ヶ年とする。但し重任することができる。
- 第 13 条 本会に功績のありたる会員に役員会の議を経て表彰することができる。

- 第 14 条 本会の役員は総て無報酬とする。
- 第 15 条 本会の経費は会費並びに寄附金を以て充てる。  
予算と決算は毎年年度始めに役員会で審議され総会に於て報告承認を受けるものとする。
- 第 16 条 会費は1ヶ月につき1口貳百円として1口以上負担するものとする。
- 第 17 条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第 18 条 本会の規約の変更は総会の議決によらなければならない。
- 附 則 本規約は昭和32年4月1日より実施する。  
本規約は昭和48年4月28日改正実施する。  
本規約は平成元年4月1日より改正実施する。